

※医師と弁護士、それぞれの視点からお二人にご講演いただきます。



講師 **橋本 学** 先生
 [国立病院機構
 肥前精神医療センター]

★講師のプロフィール

- 1991年3月 佐賀医科大学医学部医学科 卒業
- 1991年6月 佐賀医科大学付属病院 内科 医員(研修医)
- 1992年4月 山口大学医学部付属病院 精神科神経科 医員(研修医)
- 1997年3月 山口大学医学部大学院医学研究科博士課程 修了
- 1997年4月 季朋会王司病院 精神科・内科 医師
- 1999年8月 山口大学医学部付属病院 精神科神経科 助手
- 2003年7月 山口大学医学部 精神神経科 兼任講師
- 2006年2月 産業医科大学病院 リハビリテーション医学講座 医師
- 2008年6月 国立病院機構 肥前精神医療センター 精神科医長
- 2012年4月 同 認知症疾患医療センター長 兼任
- 2014年4月 同 リハビリテーション科医長

日本老年精神医学会 専門医・指導医
 日本総合病院精神医学会 評議員 専門医・指導医
 日本精神神経学会 専門医・指導医
 同学会 ECT・rTMS等検討委員会 委員
 日本リハビリテーション医学会 認定臨床医
 日本医師会認定産業医
 佐賀県高次脳機能障害者支援推進委員会委員

講師 **吉田 俊介** 先生 [弁護士
 佐賀中央法律事務所]

講師からの一言(橋本学先生)

高齢者の起こす自動車事故の増加で、社会の安全の確保という観点から高齢者ドライバーに厳しい視線が向けられている現状がある。一方で、公共交通機関の未発達な地方にあって自動車は高齢者にとって欠かすことのできない“生活の足”である。社会安全と高齢者のQOLとの双方に引き裂かれる形で高齢者の自動車運転は議論されてきた。

このような状況の中、本年2017年3月12日に改正道路交通法が施行された。75歳以上の運転免許保有者は、免許更新時に施行される簡易認知機能検査で認知機能低下の目立つ第1分類に相当した場合は、医師に受診し認知症ではないという診断書を提出しなければ免許の更新ができないことになった。今回の法改正によって75歳以上の免許保有者が認知症疑いで医師を受診する機会が増加することが予想されている。認知症疾患医療センターなどの専門機関のみでこれらの受診者の診断・評価を行うことは不可能であり、かかりつけ医が診断を求められる場合も少なくないであろうと考えられている。

今回の講演会では、かかりつけ医がいかなる対応をとることが求められるかについて日本医師会のガイドラインも参照しながら考えてみたい。

〜かかりつけ医に求められる対応とは?〜

認知症と自動車運転

医科研究会 日医生涯教育制度認定講座

日時 **9/21(木)**
 19:30~21:00

会場 **アバンセ
 第1研修室**
 佐賀市天神3丁目2-11
 ☎0952-26-0011

参加費/ **無料**
 参加対象/ **医師、スタッフ**
 ※定員になり次第締め切ります。

主催 **佐賀県保険医協会** ☎(0952)29-1933 FAX 23-5218 E-mail: hoken-i@star.saganet.ne.jp

■FAX参加申込書 2017.9.21(木)

FAX (0952) 23-5218

医科研究会
 認知症と自動車運転 かかりつけ医に求められる対応とは?

参加人数	医師	スタッフ
	名	名

医療機関名 _____

御氏名 _____

御住所 〒 _____

☎ () - _____

HP